

別紙 医療計画（圏域版）に基づく地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進 【豊能圏域】

現状

- ・医療（介護）資源は圏域北部が不足しています。
- ・入退院時における病院と関係機関との連携が不十分な地域があります。
- ・在宅医療の体制を24時間365日対応可能にすることが現状では困難です。

提供体制

●訪問診療を実施する診療所数	274
●在宅療養支援診療所数	169
●在宅療養支援歯科診療所数(1)	5
●在宅療養支援歯科診療所数(2)	131
●在宅患者調剤加算薬局数	192
●在宅療養支援病院数	8
●在宅療養後方支援病院数	4
●訪問看護S T数	109
●入退院支援加算を算定する病院	29
●入院機関とケアマネ連携数	3614
●在宅看取りを実施する診療所数	40
●在宅看取り（ターミナルケア）を実施する医療機関	108

短期(3年後)

課題

- ・圏域内の医療機関との連携はもとより、住民の生活圏を考慮した広域連携等により、安定した訪問診療の確保を行う必要があります。
- ・医療と介護の連携について、圏域内市町での取組みを情報交換する等により圏域全体の水準向上を図る必要があります。
- ・在宅医療を担う医療関係者の確保、後方支援体制の構築等の課題を克服する必要があります。

計画中間年(2020年度)までの取組

- ①（後方支援体制の整備の支援）安定した在宅医療を提供するため、病院を中心とした関係機関同士の連携会議等で、中核的な病院が在宅療養後方支援病院となるよう後方支援体制を整備する等の取組みを支援します。
- ②（入退院時における関係機関のスムーズな連携）入退院時において関係機関とのスムーズな連携を図るため、情報共有の取組みを支援します。
- ③（在宅医療関係者の行政の会議への参画）関係機関の連携体制を構築するため、在宅医療に従事している関係者が市町の連携会議等に参画できるよう、保健所が橋渡し役になり進めていきます。
- ④（薬局ネットワーク化の推進）24時間365日の在宅医療推進のための薬剤師会を中心とした薬局ネットワーク化の取組みを支援します。
- ⑤（住民の生活圏を考慮した広域連携の構築）住民の生活圏を考慮し、府外の医療機関との広域連携の構築に努めます。

あるべき姿

- ・住民の生活圏を考慮し、府外の医療機関との広域連携の体制が確保されています。
- ・入退院時における病院と関係機関との連携が、圏域全体で十分にできています。
- ・24時間365日在宅医療の対応可能な体制が整備されています。

参考

●訪問診療を実施する診療所数	370
●在宅療養支援診療所数	272
●在宅療養支援歯科診療所数	170
●在宅患者調剤加算薬局数	219
●在宅療養支援病院数	8
●在宅療養後方支援病院数	3
●訪問看護S T数	161
●退院支援加算を算定する病院	40
●入院機関とケアマネ連携数	4288
●在宅看取りを実施する診療所数	66